

国際人権条約に違反する 「永住取り消し法」批判 2024年資料集 ver.1

1◆国連・人種差別撤廃委員会の懸念と勧告

- 人種差別撤廃委員会の日本政府あて書簡（2024年6月25日）
- 人種差別撤廃委員会の書簡に対する日本政府回答（9月25日）
- 移住者と連帯する全国ネットワーク（10月4日）
　　<<声明>>国際人権条約に違反する「永住資格取消制度」を廃止すべきである
　　～人種差別撤廃委員会への日本政府回答書の欺瞞～

2◆外キ協／諸教会の「永住取り消し批判」声明

- 外キ協の声明（3月15日）
　　「永住取り消し」法案に反対し、人権法制度の実現を求める教会共同声明
- 在日大韓基督教会の声明（5月2日）
　　私たちは「永住資格取り消し法案」に反対します
- 日本福音ルーテル教会社会委員会の要望書（5月9日）
　　「永住資格取り消し法案」の廃案を求める要望書
- カトリック大阪高松大司教区の声明（5月10日）
　　「永住者資格の取消制度の導入」に反対します
- 日本バプテスト連盟 日韓・在日連帯特別委員会の声明（5月14日）
　　私たちは、「永住許可取り消し」法案に反対します
- 日本キリスト教協議会の要望書（5月16日）
　　私達は「永住資格取り消し法案」の廃案を求めます
- 日本基督教団 京都教区の声明（5月18日）
　　「入管法・技能実習法改定」関連法案の廃案を強く求め、
　　外国人も日本人も安心して「共に生きる世界」を希求する声明
- 外キ協の声明（6月17日）
　　「永住取り消し法案」の成立に抗議する——国会審議における政府答弁の検証

3◆入管難民法 2024年改定と、移住連／外キ協／諸教会の取り組み日誌

●発行●2024年11月1日

●編集●外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

1 ◆国連・人種差別撤廃委員会の懸念と是正勧告

人種差別撤廃委員会の日本政府あて書簡

2024年6月25日

Michal Balcerzak 人種差別撤廃委員会委員長

人種差別撤廃委員会は、出入国管理及び難民認定法（入管法）の一部を改正する法律案と、その法律案が日本で暮らす永住資格を持つ「市民でない者（non-citizens）」に及ぼす可能性のある影響について、「早期警戒・緊急アクション手続き」のもとで受け取った情報を検討したことをお知らせします。

寄せられた情報によると、

- ◇現在、在留期間の制限のない永住資格を取得するためには、市民でない者は特に厳しい要件を満たし、厳しい審査を受けなければならない。
- ◇これらの要件のうち、申請者は少なくとも10年間日本に居住し、そのうち少なくとも5年間は就労資格または在留資格（例えば日本人の配偶者または子ども、永住者の配偶者または子ども、定住者）を有し、納税義務など他の同様の厳しい要件を満たさなければならない。
- ◇現行法では、1年を超える拘禁刑に処せられた場合、永住者の在留資格が取り消される可能性があるが、新法案では、とりわけ以下の場合に取り消し事由が拡大される。
 - 在留カードの常時携帯や更新申請の義務を履行しないなどの入管法違反。
 - 税金や社会保険料の未納。
 - 軽微な法令違反。
- ◇同法案はまた、永住資格の取消し後、他の在留資格への変更を認めないことも規定しており、中長期の在留資格が付与されない可能性が広がり、永住者の日本での安定した生活基盤を奪うことになる。
- ◇同法案はまた、基礎的・行政的サービスを提供する機関に勤務する者を含む国・地方公共団体の職員に対し、永住資格の取り消し事由に該当すると思われる市民でない者を知ったとき出入国在留管理庁に通報することを求めている。
- ◇2023年末現在の永住者数は891,569人で、日本に住む市民でない者の約26%に相当しており、永住資格取り消しの潜在的な対象の人数規模はかなり大きい。さらに、「永住者の配偶者または子」の在留資格を有す5万人以上の外国籍住民にも永住資格の取消しが適用されることになる。
- ◇市民でない者の権利を擁護する多くの団体から、法案に盛り込まれた広範な事由と法案がもたらす劇的な結果、およびこれらの市民でない者が病気や失業によって納税できなくなった場合をはじめ日本における永住者に悪影響を及ぼすことに対する懸念の声が上がっている。

委員会は、上記の申し立てと、入管法の改定が日本に居住する永住資格を有する市民でない者の人権、とりわけ人種差別撤廃条約の下で保護される諸権利に及ぼしうる不均衡な影響を憂慮しています。この点に関して、委員会は、「市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30」（2004年）を想起し、その中で締約国に対して以下のことを確保するよう求めます。

- ◇法律の施行が市民でない者に対して差別的な影響を及ぼさないこと。(para. 7)
- ◇出入国管理政策が、人種、皮膚の色、世系、または民族的もしくは種族的出身に基づき個人を差別する効果を有することがないように確保すること。(para. 9)
- ◇市民でない者の特定の集団が市民権の取得または帰化に関して差別を受けないように確保すること、および、長期在住者または永住者にとって存在する可能性のある、帰化に対する障害に相当の注意を払うこと。(para.13)
- ◇締約国の管轄の下からの市民でない者の追放その他の形態の排除措置に関する法令が、人種、皮膚の色、または種族的もしくは民族的出身に基づき、市民でない者を、その目的または効果において差別しないよう確保すること、ならびに、市民でない者が効果的な救済措置（追放命令に異議を申し立てる権利を含む）を平等に利用し、そのような救済措置を効果的に遂行することが認められるよう確保すること。(para.25)

以上を踏まえ、条約第9条（1）および手続規則第65条に従い、委員会は、締約国に対し、2024年8月2日までに、上記の申し立てに関する情報を提供し、締約国において永住資格をもって生活する市民でない者の保護を確保するための措置、とりわけ前述の法案に盛り込まれた改定内容の見直し、または廃止するためにとられた、または想定される措置に関する情報を含む回答を提示するよう要請します。

最後に、委員会は、締約国に対し、2023年1月14日の提出期限が過ぎた第12回～第14回定期報告書を提出するよう要請します。

委員会は、人種差別撤廃条約の効果的な履行を確保するため、日本政府との建設的な対話を継続することを改めて希望いたします。

●訳＝移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

人種差別撤廃委員会の書簡に対する日本政府回答

2024年9月25日

日本政府は、人種差別撤廃条約（以下「本条約」という。）第9条及び人種差別撤廃委員会手続規則第65に基づく2024年6月25日付け人種差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）からの情報提供要請に対し、以下のとおり回答する。

1 序論

本条約の適用対象となる「人種差別」とは、本条約第1条1に鑑み、社会通念上、生物学的諸特徴を共有するとされている人々の集団、及び社会通念上、文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団並びにこれらの集団に属する個人につき、これらの諸特徴を有していることに基づく差別を対象とするものであると解される。この点、改正された出入国管理及び難民認定法（以下「改正入管法」という。）はこれらの諸特徴に基づく差別的な規定はないことから、改正入管法は、本条約にいう「人種差別」に当たらないものと考えている。

また、書簡で引用されている委員会の一般的意見には、それ自体に法的拘束力があるものではないが、一般的意見30で示された見解に照らしても、今回の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正は、市民でない者の特定の集団を差別するものではない。しかしながら、委員会が求める情報に関しては、本条約の締約国として誠実に対応する観点、委員会と建設的に対話を行う観点及び関係する人々に対し真摯に説明を行う観点から、以下の情報を提供する。

なお、改正入管法の規定は、以下のとおり、日本に居住する永住資格を有する市民でない者の人権、とりわけ本条約の下で保護される権利に不均衡な影響を及ぼすものではなく、委員会の懸念に対しては、既に適切な措置がとられている。

2 現行の入管法の永住許可制度

現行の入管法上、外国人が永住許可を受けるためには、原則として、①素行が善良であること ②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること ③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることの3つの要件を満たす必要がある。

出入国在留管理庁では、これらの要件を明確化し、外国人及び関係者の予見可能性を確保するため、「永住許可に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を作成・公開している。

本ガイドラインでは、「③その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」とする要件に関し、原則として引き続き10年以上本邦に在留していることが必要であり、この期間のうち就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していること、納税など公的義務を適正に履行していることなどを規定している。

他方で、本ガイドラインでは、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」の特例として、以下のとおり、10年未満の在留歴であっても永住許可を受けることが可能な類型を設けており、永住許可申請者に対し、一律に引き続き10年以上本邦に在留する必要があるという要件を課しているものではない。

○日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること

○「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること

○難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること等

3 委員会が入手した情報に関する訂正

まず、委員会が入手した情報には、主な点に限っても、誤りがあるため、以下、正確な情報を提供する。

- (1) 御指摘の改正入管法は、第213回国会において成立し、本年6月21日に公布された。
- (2) 改正入管法において、在留カードの携帯や有効期間の更新申請を単に失念した場合に、「永住者」の在留資格を取り消されることはない。
- (3) 改正入管法は、税金等の公租公課について、単なる不払の事実を「永住者」の在留資格の取消事由としているものではなく、取消事由を、支払能力があるにもかかわらずあえて公租公課の支払をしないような悪質な場合に限っている。すなわち、改正入管法は、病気や失業など、本人に帰責性があるとは認めがたく、やむを得ず公租公課の支払ができないような場合については、在留資格の取消事由として規定しておらず、このような場合に「永住者」の在留資格が取り消されることはない。
- (4) 改正入管法は、軽微な法令違反全般を取消事由としているものではなく、強盗等の一定の重大な罪により、拘禁刑に処せられた場合に限り取消事由としており、過失犯により処罰された場合や罰金刑に処せられた場合は取消事由としていない。なお、この取消事由は、永住者が一定の重大な罪を繰り返しても一年を超える実刑に処せられた場合という退去強制事由に該当しない限り入管法上の措置をとることができなかつたことから、これに対応するために改正入管法に追加したものである。
- (5) 改正入管法は、「永住者」の在留資格の取消しについて、「法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人について…在留資格の取消しをしようとする場合には、…当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないとする場合を除き、職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可するものとする」旨規定し、仮に在留資格の取消事由に該当する場合であっても、直ちに「永住者」の在留資格を取り消して出国させるのではなく、原則として、「定住者」等の在留資格に変更し、引き続き安定的に我が国に在留させることとしている。
- (6) 改正入管法は、国又は地方公共団体の職員は在留資格の取消事由に該当すると思料する永住者を知ったときは、「通報することができる」と規定しており、国の職員らに対し、入管庁への通報を要請し、報告を義務付ける制度とはしていない。なお、本規定は、個別事案における公的義務の履行状況等を入管庁が把握することが困難であるため、国の職員らが、その職務を遂行する過程で在留資格の取消事由のいずれかに該当する疑いのある外国人を知ったときに通報できる旨を定めたものである。
- (7) 仮に永住者の在留資格が取り消されたとしても、「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する配偶者や子については、原則として、「永住者の配偶者等」又は、「定住者」の在留資格で引き続き在留することが可能であり、永住者の在留資格の取消事由に関する規定が、その配偶者や子に適用されることはない。

4 改正入管法の概要（本条約の下で保護される諸権利に不均衡な影響を与えるものではないこと）

- (1) 入管法においては、「永住者」の在留資格を有する者であっても、外国人である以上、他の在留資格を有する外国人と同様に、在留資格の取消しや退去強制手続等の入管法による在留管理の

対象とされており、例えば、1年を超える実刑に処せられた者は、永住者であっても、本邦から退去を強制することができる旨規定されている。

- (2) 現状、一部の永住者において、永住許可後に公的義務を適正に履行しない場合があることが判明している。他方で、現行の入管法においては、永住許可後に永住者の在留審査をする手続がないため、そのような永住者に対して適切な在留管理を行うことができないこととなっている。改正入管法による「永住者」の在留資格の取消事由の追加は、永住許可後に、公租公課の支払能力があるのにあえて支払をしないような者や入管法上の義務を遵守しない者、永住者以外の者であれば直ちに本邦からの退去を強制することとなる強盗、殺人等を含む一定の重大な犯罪を犯すなどした悪質な永住者に限って、その在留資格を取り消すことを可能とし、永住許可制度を適正化するものである。すなわち、改正入管法は、公的義務を適正に履行し、我が国の法令を遵守して生活する大多数の永住者に影響を及ぼすものではない。
- (3) また、入管法上、取消手続においては、永住者が意見を述べる機会が設けられており、その場合には、永住者又はその代理人が意見を述べ、証拠を提出することができるとしており、対象となった外国人の権利や適正手続を保障するとともに、入管庁が正確に事実関係を把握して在留資格の取消しの要否等を慎重に判断することができる制度としている。この制度は、改正入管法によっても維持されている。法務大臣は、在留資格の取消しをしようとする場合であっても、原則として在留資格を変更することとしており、対象となった永住者について直ちに本邦での在留が認められなくなるものではなく、引き続き本邦において在留を継続することが可能な仕組みとしているという点で、永住者の我が国への定着性にも十分な配慮をしている。さらに、永住者は、在留資格の変更又は取消処分に不服がある場合は、行政訴訟により裁判所の判断を求めることができることとしている。
- (4) したがって、改正入管法が、いかなる意味においても、我が国に在留する永住者に対して差別的な影響を及ぼすことは全くない。

5 改正入管法に関する措置についての情報（委員会の懸念に対しては、既に適切な措置がとられていること）

入管法を改正する法案の国会審議においては、委員会が懸念する点に関連して、永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっては、永住者の適正な在留を確保する観点から、外国人の従前の公租公課の支払状況及び現在の生活状況その他永住者の置かれている状況に十分配慮するものとするとの内容の修正がなされたほか、永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成して周知するなど、特に慎重な運用に努め、永住者の家族の在留資格の取扱いについても十分な配慮を行うものとする旨の附帯決議がなされた。今後、このような条文修正がなされた趣旨や附帯決議の内容を踏まえて永住許可制度が適切に運用されるものであり、委員会の懸念について、既に適切な措置がとられている。

6 定期報告について

2024年4月5日付、YA/UN/112でお知らせしたとおり、日本政府は、委員会がその第110回会期で採用を決定した簡易報告手続への移行を決定した。委員会の2023年11月6日付け書簡CERD/2023/SP/MJA/ksに書かれているとおり、簡易報告手続の下では、締約国は従来の方法による報告書の提出を要求されないと理解している。

《声明》 国際人権条約に違反する「永住資格取消制度」を廃止すべきである

～人種差別撤廃委員会への日本政府回答書の欺瞞～

2024年10月4日

移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

●人種差別撤廃委員会の懸念と是正勧告、

それに対する日本政府回答の齟齬

「在留カードの常時携帯義務を履行しないなど入管法に違反した時／税金や社会保険料を滞納した時／軽微な法令違反をした時、永住資格が取り消される。これは、永住者の日本での安定した生活基盤を奪うことになる。永住者の数は891,569人で在日外国人の約26%であり、永住資格取り消しの潜在的な対象の人数規模はかなり大きい。永住者の人権、とりわけ人種差別撤廃条約の下で保護される諸権利に及ぼしうる不均衡な影響を憂慮する。委員会は締約国に対し、8月2日までに、改定内容の見直し、または廃止するためにとられた措置に関する情報を含む回答を提示するよう要請する」（人種差別撤廃委員会の書簡要約）

今年4月、私たち移住連は、国連の人種差別撤廃委員会（以下「委員会」）にあてて「早期警戒・緊急アクション手続き」によって、永住取消法案の問題点と危険性について通報した。それを受けて委員会は、追加情報を移住連に求めるなど熟議して、6月25日、日本政府に上記の書簡を送った。

これに対して日本政府は9月25日、回答書を国連の人権理事会事務局に送った。

しかしこの回答書では、永住資格取消制度の核心的問題にはいっさい触れず、「人種差別撤廃条約の下で保護される永住外国人の権利に不均衡な影響を及ぼすものではない」として、新制度の表面的な説明に終始している。

●根拠薄弱な立法事実と立法目的

政府回答書で立法事実として唯一挙げているのは、「現状、一部の永住者において、永住許可

後に公的義務を適正に履行しない場合がある」という箇所だけである（回答書4-2）。つまり、「公租公課の支払能力があるのにあえて支払をしない」「入管法上の義務を遵守しない」永住者の数や割合を、いっさい示していない。政府としてはそれを具体的に示すことができないほど、それがごく「一部」だからである。

それは衆・参法務委員会の法案審議でも明らかである。法務省が公租公課の未納について全国1,741自治体のうちヒヤリングをした自治体はわずか7自治体である。また法務省答弁では、永住者の親が実子の永住許可申請をしたケース1,825件（2023年1月～6月）のうち、住民税未納や国民健康保険未納、国民年金未納の件数を出したが、いずれも永住資格を取り消すほどの数値ではなく、永住取消条項をわざわざ設ける根拠とはなり得ないものであった。

また政府回答書は、立法目的として「現行の入管法においては、永住許可後に在留審査をする手続がないため、そのような〔公的義務を適正に履行しない〕永住者に対して適切な在留管理を行うことができない」から、としている（回答書4-2）。そして、永住者であっても「外国人である以上……在留資格の取消や退去強制手続等の入管法による在留管理の対象」だとしている（回答書4-1）。

しかし、日本がすでに加盟している国際人権規約や人種差別撤廃条約において、その条約実施監視機関である各委員会は、外国人の法的地位と権利についてその解釈基準を次のように明示している。

《各締約国は自由権規約上の権利を「その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人」に対して確保しなければならない

い。……規約で定められた権利は、相互性とかかわりなく、かつ、その国籍または無国籍にかかわりなく、すべての人に適用される。したがって、規約の各々の権利が市民と外国人との間で差別されることなく保障されなければならない。……規約は、その保障する権利に関しすべての保護を外国人に与えており、締約国は、その要求を法令および実行において適切に遵守すべきである」（自由権規約委員会「一般的意見15」）。

「人種差別に対する立法上の保障が、出入国管理法上の地位にかかわりなく、市民でない者〔外国人〕に適用されることを確保すること、および立法の実施が市民でない者に差別的な効果をもつことがないように確保すること」（人種差別撤廃委員会「一般的勧告30」）。

したがって「入管法上の在留管理」も、これらの国際人権基準によって制約されるのであり、本来は条約加入時に、入管法をはじめとする外国人法制度が抜本的に改正されなければならなかったのである。それどころか、政府は、外国人に対する加重罰となりかねない永住資格取消を盛り込んだ改悪を行なったのである。それに対して、人種差別撤廃委員会は、人種差別撤廃条約および同委員会が採択した一般的勧告30の「法律の施行が市民でない者に対して差別的な影響を及ぼさないこと」（para 7）などに基づき、見直しの可能性を問いかけたのである。

しかし、政府の回答は、冒頭から「人種差別にあたらぬ」と反駁し、あたかも入管法が国際人権基準より上位に位置しているかのように、改定内容の「正当性」を強弁している。

このように政府回答書は、永住取消制度改定の立法目的も立法事実も根拠薄弱のうえ、立法過程についても、意図的に言及していない。すなわち、現在89万人となる永住者およびその家族からのヒヤリングも一切なく、諸外国における永住資格付与後の取消制度も示すことなく法

案が作成されたのである。おそらく政府は、諸外国の同制度を数年かけて調査したものの、公租公課未納で永住資格を取り消す制度をもつような国を見つけられなかったのであろう。

●法務省・入管庁の自由裁量のもとでの

“適切な運用”という欺瞞

政府回答書では、「在留カードの携帯や有効期間の更新を単に失念した場合」や「病気や失業など、本人に帰責性があるとは認めがたく、やむを得ず公租公課の支払ができないような場合」は、永住資格が取り消されることはない、としている（回答書3-2、3）。しかし改定条文には、「正当な理由がある場合は除く」という例外規定がまったくない。現行の入管法の在留取消条項には、この例外規定が置かれているのにかかわらず、である。つまり永住資格を取り消すかどうか、すべて法務省・入管庁の判断、自由裁量にかかっているのである。

また政府回答書は、「仮に在留資格の取消事由に該当する場合であっても、直ちに『永住者』の在留資格を取り消して出国させるのではなく、原則として『定住者』等の在留資格に変更し、引き続き安定的に我が国に在留させる」としている（回答書3-5）。しかしここでも、改定条文には「原則として……」の規定が全くなされていない。したがって、「定住者」などの在留資格変更にするのか、国外退去を迫るのか、すべて法務省・入管庁の自由裁量による運用次第なのである。そして政府回答書には、法律ではなく「政府の自由裁量による運用」について一言も触れていない。

さらに政府回答書は、公租公課未納に対する国家公務員や地方公務員の通報について、条文上は「通報することができる」と規定し、「報告を義務付ける制度とはしていない」としている（回答書3-6）。だが、すでに現行法では、退去強制にかかわる違反行為を発見した時の公務員の通報義務を定めていて、その運用においては「通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外

的な場合には……通報するかどうかを個別に判断する」という例外規定が置かれている（2003年11月17日、入管局長通達）。それにもかかわらず、退去強制事案だけではなく、公租公課未納まで拡大して公務員に通報させることは、本末転倒である。なぜなら、国税庁も年金機構も地方自治体も、滞納者を通報することが業務ではないからである。本来の業務とは、倒産・解雇・大病などで国民健康保険料を払えなくなった永住者に対しては、これまでと同様に「保険料の減免措置」を、国民年金では「年金保険料免除制度」を適用することなのである。

したがって、永住取消条項を上げたこと、さらに公務員による未納者通報まで設けたこと自体、悪意に満ちた立法であり、人種差別撤廃委員会が指摘するように「国際人権条約の下で保護されるべき永住者の諸権利」を侵害するものである。

●日本政府と国会がすべきこと

政府回答書の最後は、「永住者の置かれている状況に十分配慮する」旨の条文の一部修正、「永住者の利益を不当に侵害することのないよう……特に慎重な運用に努める」という国会での附帯決議を引用し、人種差別撤廃委員会の懸念について「既に適切な措置がとられている」と結んでいる。

しかし、これまで見てきたように政府回答書は、委員会の懸念と是正勧告に何一つ答えていない。

この改定法の実施は3年以内、つまり2027年6月21日までに施行するとなっている。政府および国会は、改定法、とりわけ今回増設した永住資格取消条項をただちに廃止すべきである。

そして国会は、2009年改定入管法の際、与野党が一致して、附則第60条第3項「永住者の在留資格をもって在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする」と追加し、さらに参議院では附帯決議で「永住者の在留カードの常時携帯義務およびその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続き、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について、広範な検討をおこなう」としたのである。したがって、永住者の在留資格の安定化こそがいま求められているのである。

*この声明は、これまで外キ協が全国リレー集会（8～11月）で訴えてきた、そして永住者の仲間たちが語ってくれたことをまとめ、移住連の仲間が加筆してくれたものです。

2 ◆外キ協／諸教会の「永住取り消し批判」声明 (2024年3月～6月)

「永住取り消し」法案に反対し、 人権法制度の実現を求める教会共同声明

2024年3月15日

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

政府は本日、「育成就労制度創設」法案、「永住取り消し」法案、「在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードの一体化」法案を閣議決定しました。私たちはこれらの法案に対して、怒りをもって抗議します。なぜなら、多くの市民団体や弁護士会からの批判、自由権規約委員会など国際人権機関からの懸念と勧告を、まったく無視する法案だからです。

この間、「外国人住民基本法」の制定に取り組んできた私たち外キ協は、諸外国ではすでに実現している国内人権機関や人種差別撤廃法、難民保護法など、もっとも基本的な人権法制度が欠如したままの、外国人に関わる法案提出に反対します。とりわけ今回の「永住許可取り消し」法案は、日本社会をさらに分断し、将来にわたって日本人も外国人も「共に生き、生かし合う社会」の実現を阻むものです。

1. 「多民族・多文化社会」に逆行

いま日本で「共に暮らす」外国人住民は、①在日韓国・朝鮮人や台湾人の旧植民地出身者の特別永住者が28万人。②移住労働者や日本人と結婚した国際結婚移住者、留学生、難民などのニューカマー、そして華僑、中国帰国者の子どもや孫なども含めて中長期在留者が294万人。③難民認定率1～2%の日本で難民認定不許可となり在留資格を失った人たち、超過滞在となったが日本で結婚し子どもが生まれ「帰るに帰れない」人たちなど非正規滞在者が約7万人。④外交や公用、短期滞在者などが推計で3万人以上です。

これら外国人住民の総計は約332万人に達します(2023年6月末現在)。その出身国数は195であり、ほぼ全世界の国ぐにの人のびとが日本で暮らしていることとなります。日本のキリスト

教会も、多くの外国人信徒・教役者を迎えて、「多国籍・多文化」しつつあります。

②の中長期在留者のうち永住者は、2013年：66万人からこの10年間で、2023年：88万人へと増加しています。特別永住者や華僑はすでに在日五世が生まれ、それにプラスして、ニューカマーの多くが「永住者」となっていることは、日本を文字通り「多民族・多文化社会」へと形づくっているのです。それにもかかわらず、「永住許可取り消し」法案はこのような現実をまったく無視し、逆行するものとなっています。

2. 現在の厳しい永住許可基準、過酷な義務規定

上記①の特別永住者は、父母、父または母が特別永住者なら、子どもは特別永住者となります。しかし、②の中長期在留者が「永住者」となるには、素行善良要件／独立生計要件（生活保護など受けていないか）／国益要件、その一つに在留歴10年以上（そのうち就労資格か居住資格で5年以上在留）——を、すべて満たさなければなりません。これらの要件はいずれも、法務省の自由裁量によって諾否が判断されます。そのうえ法務省は近年、許可基準をさらに厳しくし、許可率が低下しています。

永住申請にあたって外国人は、膨大な資料の提出を求められます。たとえば、過去5年分の収入と納税に関する資料、直近2年分の社会保険料納付の資料が必要とされ、この5年間で転職時のブランクなどで収入が激減した年があった場合や、この2年間で社会保険料の納付が遅れた場合でも、永住不許可となってしまいます。

永住許可要件のうち、とりわけ「原則10年以上の在留歴」（「日本人の配偶者」などには短縮）という要件は、下の〈表〉に見るように、諸外国と比較しても格段と厳しいことが分かります。

＜表＞ 諸外国における永住者の取り扱い

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	カナダ	オーストラリア
永住許可に必要な在留歴	10年	基本的に不要	通常5年以上	通常5年以上	通常5年以上	基本的に不要	基本的に不要
再入国許可の要否	必要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
居住地の変更届け出先	市町村	移民局にオンラインまたは郵送	届け出不要	警察または市役所	管轄登記所	なし	なし
在留カードの常時携帯義務	あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし

【出典】2017年11月、「移住者と連帯する全国ネットワーク」（移住連）との意見交換会において、法務省が提出した資料

それでも、中長期在留者の多くは、最初「在留期間1年」から出発して、2年、3年……と必死に働き、必死に家計を支え、これらの厳しい要件を何とかクリアして、「永住者」という在留資格を得てきたのです。なぜなら、永住者になれば1年ごと、3年ごとの面倒な在留更新が必要なくなり、また住宅ローンや教育ローン、奨学金なども利用しやすくなるからです。

このように苦勞して、最も安定したはずの在留資格「永住者」を得ても、永住者には上記の＜表＞にあるように過酷な義務規定が課せられます。

日本を除く諸外国では、「再入国許可」は自国民と同様に不要としています。また、国際人権条約の自由権規約では、永住者は国籍国のみならず居住国への「再入国の権利」がある、と定めています。ところが日本では、その権利を認めず、法務省の裁量による許可制度としています（そのため1980年代、指紋拒否者には再入国許可を認めないという制裁措置が加えられました）。

また、「居住地の変更届け出」（14日以内）を怠った場合、日本人は住民基本台帳法によって行政罰を科せられます。しかし永住者など外国人住民は、「行政罰：5万円以下の過料」＋「入管法の刑事罰：20万円以下の罰金」となり、さらに届け出遅延が90日を超えると「在留資格取り消し」となります。

日本人には身分証明書などの常時携帯義務はありません。しかし永住者など外国人住民には、在留カードの「常時携帯義務」と、警官などへの「カード提示義務」があり、それに違反すると「不携帯罪：20万円以下の刑事罰」「提示拒否罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰」が科せられます。さらに永住者には7年ごとの「カード更新義務」があり、「更新遅延罪：

1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰」となっています。

このように日本では、「永住者」に対しても過酷な管理・罰則制度をしいていて、これでは、とても「永住権」とは言えません。すなわち「永住する権利」ではなく、単なる「在留資格の一つ」とされているのです。

3. この上、さらに「永住許可取り消し」

政府は今回の法案で、①入管法上の義務を遵守しない、②故意に公租公課の支払いをしない、③刑罰法令違反で1年以下の拘禁刑に処せられた——「永住者」に対して、永住許可を取り消す、としています。

しかし、「①入管法上の義務」とは、上記にあるように、日本人には課せられない、あからさまな差別的規定であり、これは国連の自由権規約委員会から繰り返し是正勧告が出されている人権侵害条項なのです。

「委員会は、在日韓国・朝鮮人、被差別部落およびアイヌ・マイノリティのような社会集団に対する差別的な取扱いが日本に存続していることについて、懸念を表明する。永住的外国人であっても、証明書を常時携帯しなければならず、また刑罰の適用対象とされ、同様のことが、日本国籍を有する者には適用されないことは、規約に反する」（1993年の最終見解）

「委員会は、日本の第3回報告の検討終了時[1993年]に、外国人永住者が、登録証明書を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は、規約第26条に適合しないとの最終見解を示した意見を再度表明する。委員会は、そのような差別的な法律は廃止されるべきであると、再度勧告する」（1998年の総括所見）

したがって、政府が言う「入管法上の義務」、すなわち再入国許可制度、住居地の変更届け出や在留カードの常時携帯・更新義務における刑事罰規定は、国際人権法に違反するものであり。そもそも廃止されなければならない制度なので

す。「②公租公課の義務」ですが、突然の病気や事故、震災やコロナ禍によって、税金や社会保険料の支払いができなくなることは、誰にでも起こることです。税金の未払いに対しては所得税法による処罰や強制徴収、社会保険料の未払いに対しては追徴金や刑事罰が定められていて、日本人も外国人も適用されます。それにもかかわらず、外国人の永住者に対してさらに制裁措置を加えることは常軌を逸しています。

「③刑罰法令違反での1年以下の拘禁刑」についてですが、現在の入管法では、「永住者」「定住者」などが「無期または1年を超える懲役」に処せられた場合、「退去強制」の対象となります。ところが今回、「1年以下の拘禁刑」に処せられた場合には「永住取り消し」としています。しかしこれらは、刑期満了後、さらに制裁を加える「二重の制裁」と言うべきものです。

今回の永住取り消し法案では、住居侵入罪・通貨偽造罪・文書偽造罪・有価証券など偽造罪・印章偽造罪が列挙されていて、「1年以下の拘禁刑」に処せられた者の永住資格を取り消すとしていますが、そこには「過失犯」も含まれます。しかし、「普段は善良に生活していても、長い人生の中でこれらの過ちを犯さぬ保証はない」のであり、永住取り消し事由の②も③も、「税金等の少額未納が発生した場合や、過失犯も含めた軽微な犯罪の場合に在留資格が取り消されることがあり得るという立場に置くこと自体、永住者の法的地位を著しく脆弱化させる」のです（3月7日、東京弁護士会の会長声明）。

さらに看過しがたいことは、永住者の「公租公課」未払いに対する国家公務員・地方公務員の「通報」を定めたことです。違反行為を発見した時の公務員の通報義務は、すでに刑法や入管法で定められています。それにもかかわらず、今回「通報することができる」と規定することは、きわめて恣意的であり、自治体職員ま

でも「監視社会」の“国家監視員”として活用しようとする布石なのかもしれません。

4. 政府が主張する「立法目的」と「立法事実」

政府は、永住取り消し法案の「立法目的」を次のように説明しています。「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」を創設する、この新制度を「特定技能制度」に連結させる、そして「永住に繋がる特定技能制度による外国人の受け入れ数が増加することが予想される」ことへの対応策として、永住取り消し制度を設ける、と。

しかし、「育成就労」外国人が「特定技能」に移行して「永住者」になるには、最短で13年も要します。また現在でも、永住許可条件をクリアすることは容易ではありません。つまり政府が主張する「予想」は、的外れと言うしかありません。結局のところ、政府の真意は、「永住者をこれ以上増やしたくない」「日本を移民社会としたい」というところにあるのでしょうか。「外国人を労働力として入れるが、永住させない」という政府の考え方自体が身勝手であり、根本的に間違っています。

また政府は、この法案の「立法事実」を、「永住許可直後に不自然な事情の変更が生じる事案が見受けられること」としています（2023年6月、政府作成のロードマップ）。しかし法務省は、「不自然な事情の変更」事例を数例あげるだけで、それが全体の永住許可件数の中でどのくらいの件数なのか、法定改定を必要とする客観的数値を示そうとはしません（2024年3月12日、移住連との意見交換会）。つまり、こうした「事案が見受けられる」程度の、根拠薄弱な“立法事実”なのです。

5. 今こそ基本的かつ包括的な人権法制度が必要

2009年国会審議において、外国人登録法を廃止して外国人の在留監視・管理システムを入管法・入管特例法および住民基本台帳法に移行させる政府の改定案に対して、厳しい論戦となり、最後は与野党が一致して、「法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人のうち、特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資する観点から、その在留管理の在り方を検討する」という条文が、改定入管法に

追加されました（附則第60条の3）。そして参議院の附帯決議では、「永住者の……在留カードの常時携帯義務およびその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続き、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について、広範な検討をおこなう」と明記されました。

今回の永住取り消し法案は、このような2009年国会「立法府の意思」を弊履のごとく捨て去った「行政府の暴走」と言うべきものです。

法務省作成の<表>にある国ぐにでは、国籍法で「生地主義」あるいは「血統主義+加重生地主義」を採用しています。しかし血統主義に固執する日本では、父母とも外国籍の子どもは外国籍となります。現在、永住者88万人のうち10万人が18歳未満です。親と一緒に渡日した子、日本で生まれた子、これら「在日」二世・三世の子どもたちには、諸外国に見るように、また子どもの権利条約が定めているように、本来は日本人の子どもと同等の権利が保障されなければならないのです。

【呼びかけ】 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

【賛同】 アウトトゥミャンマー支援／日本キリスト教会大会人権委員会／日本基督教団廿日市教会／日本福音ルーテル教会社会委員会／日本福音ルーテル教会北海道特別教区第44回定期総会参加者有志／日本バプテスト連盟理事会／マイノリティ宣教センター運営委員会／日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会／日本バプテスト同盟駒込平和教会／日本聖公会正義と平和委員会／日本聖公会人権問題担当者／在日大韓基督教会社会委員会／外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議／外国人との共生をめざす関西キリスト教連絡協議会／日本キリスト教協議会都市農村宣教委員会／日本聖公会東京教区人権委員会／日本基督教団東中国教区社会委員会／日本基督教団部落解放センター／日本キリスト教団関東教区宣教部委員会／日本聖公会東京教区正義と平和協議会運営委員会／日本カトリック難民移住移動者委員会／日本キリスト教会北海道中会ヤスクニ・社会問題委員会／日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会／外国人住民基本法の制定を求める北海道キリスト教連絡協議会／外国人住民との共生を実現する九州・山口キリスト者連絡協議会／外国人住民との共生を実現する広島キリスト者連絡協議会／西南韓国基督教会館（西南KCC）／日本基督教団西中国教区広島西分区／日本聖公会中部教区社会宣教部／日本聖公会大阪教区宣教局社会宣教・在日韓国朝鮮人宣教協働委員会／ほか

.....

《緊急声明》私たちは「永住資格取り消し法案」に反対します

2024年5月2日

在日大韓基督教会総会長 梁 栄 友／総幹事 鄭 守 煥／社会委員長 申 容 燮

日本の国会では4月から「永住資格取り消し法案」の審議が始まりました。

私たちが在日大韓基督教会は、特別永住者の在日韓国人だけではなく、韓国から起業や就労、留学、結婚などで渡日した韓国人や、日本人を

以上見てきたように、永住取り消し法案は、永住者のみならず外国人住民すべてを、不安と絶望におとし入れ、日本人と共に「共生社会」をつくりたいという切実な願いを踏みにじるものです。

私たちは教会で、地域社会で、また学校で、職場で、日本人も外国人も「共に生き、共に生かし合う」ことを強く願い、その社会の実現をめざしてきました。私たちは、今回の永住取り消し法案の国会提出に抗議します。

1. 国会は、永住取り消し法案を、ただちに廃案としてください。
2. 国会は、各地で外国人住民公聴会を開き、外国人住民の意見を反映した外国人住民基本法、人種差別撤廃法、難民保護法、国内人権機関設置法を制定してください。

上記のことを、私たちは日本の教会・キリスト者および市民社会の総意として表明すると共に、海外の諸教会および国際人権機関に連帯を訴えていきます。

多くいるため、法案について私たちの意思を表明することにしました。

「永住資格取り消し法案」は、日本に在住するうえで最も安定した在留資格を持って生活基盤を築いている外国人住民の「永住者」に対して、重大な不利益をもたらす差別的な法案である、と私たちは考えます。

「永住者」は在留期間の制限なく日本に滞在することができますが、永住許可を得るには原則として10年以上在留していることに加えて、納税の義務を果たしているなどの厳しい条件を満たす必要があります。そのような厳格な審査を経て永住許可を得た外国人住民は、日本で働き、子どもを育て、さまざまな形で日本社会に貢献してきました。「永住者」の数は年々増えて2023年末現在、891,569人となり、そのうち韓国籍の永住者は75,675人です。

ところが、今回の法案は、①在留カードの常時携帯、7年ごとの在留カード更新、14日以内の住居地変更届け出などの入管法に違反した場合、②税金や社会保険料を支払わない場合、③住居侵入罪などにより拘禁刑1年以下（執行猶予を含む）が科せられた場合に、永住資格を取り消すとしています。つまり、永住資格取り消しによって、長年にわたって築いてきた日本での安定的な生活基盤が奪われるということです。

日本がすでに加入している国際人権自由権・社会権規約や人種差別撤廃条約では、外国人住民に、国政参政権を除く基本的な権利を保障することを定めています。とりわけ永住者に対しては、日本人と同等に扱うよう、国連の自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会が日本政府に求めています。税金や社会保険料の滞納や、退去強制事由に該当しない軽微な法令違反に対しては、日本人に対するのと同様に、法律に従って督促、差押といった制裁措置をとれば良いのです。

しかし、外国人であるがゆえに、在留資格「永住者」を取り消すというのは、外国人に対するあからさまな差別です。人種差別撤廃条約の第2条（締約国の差別撤廃義務）と第5条（非差別・法の前の平等）、自由権規約の第2条（締約国の差別撤廃義務）と第26条（非差別・法の前の平等）に違反します。

韓国では、韓国民も外国人も人権侵害を申し立てることができる国内人権機関（国家人権委員会）があり、また永住外国人には地方参政権が認められています。しかし日本では、国内人権機関もなく、外国人の地方参政権も実現していません。日本人も外国人も「共に生き、共に生かし合う」日本社会を作りたいと願う私たちはこの法案に反対し、日本が先進国にふさわしい人権制度を整えるよう、要望します。

.....

「永住資格取り消し法案」の廃案を求める要望書

2024年5月9日

日本福音ルーテル教会社会委員会委員長 小泉 基

わたしたちは、どの国の人であろうとも人としての権利と生活が守られるべきという立場から、現在国会で審議されています入管法・入管特例法改定「永住権取り消し法案」に反対し、同法案の廃案を求めます。

わたしたちの社会には、さまざまな民族的背景や国籍をもった、300万人を越える外国籍の住民が暮らしています。しかしこの法案は、こ

うした方々が安心して仕事をし、家族を形成し、子育てをして地域社会で生活していく人としての権利を奪おうとするものだといわざるを得ないからです。

日本において「永住許可」を得るには、一般に10年を越える継続的な居住の他、膨大な書類の準備に加えて、申請後も長期間に及び厳しい審査が課せられています。そこまでして永住資

格を取得しても、国外に出るにあたって再入国に許可が必要であったり、在留カードの常時携帯が義務づけられるなど、諸外国と比べて一段と厳しい条件が付されています。ところが今回の一連の法改定は、そうした要件を緩和するのではなく、いったん取得した永住資格を行政の恣意的な運用によって簡単に取り消すことができるような内容となっています。この法案は、永住資格を取得した外国人であっても、在留カードの常時携帯、7年ごとの在留カード更新、14日以内の住居地変更届け出などの入管法に違反した場合、税金や社会保険料を支払うことが出来なくなった場合、住居侵入罪などにより執行猶予を含む拘禁刑1年以下が科せられた場合には、その永住資格を取り消すのだといいます。つまりどれだけ日本で生活し、家族と共同生活を営み、生活の基盤を築いたとしても、事業失敗などで税金や社会保険料を滞納しただけで、日本社会で生活していく根拠を剥奪するということです。このような軽微な法令違反で永住者としての在留資格を取り消すこの法案は、日本が加入する人種差別撤廃条約の第2条（締約国の

差別撤廃義務）と第5条（非差別・法の前平等）、自由権規約の第2条（締約国の差別撤廃義務）と第26条（非差別・法の前平等）にも、明確に違反しているといえます。

こうした法案が成立すれば、外国籍住民は日本社会で安心して生活できなくなりますし、また日本社会に定住し、住民としての責任を果たしていこうという社会形成への責任的思いすらも阻害しかねません。

わたしたちは、日本にあるキリスト教会として、このように大きな問題をはらんだこの法案の廃案を求めます。また、聖書が教える共に生きる社会の実現のために、外国籍住民が安心して社会で生活していくことが出来るような、包括的な外国籍住民の保護法である、外国人住民基本法の制定を求めます。

主は寄留の民を守り、みなしごとやもめを励まされる。

しかし主は、逆らう者の道をくつがえされる。(聖書詩編146篇)

.....

「永住者資格の取消制度の導入」に反対します

2024年5月10日

カトリック大阪高松大司教区 大司教 前田万葉

今国会で、入管難民法などの改正案が審議されています。これは「育成就労の在留資格の創設」などと並び、「永住許可制度の適正化」を盛り込んだもので、後者が成立すれば、永住権を得て日本で生活基盤を築いている人々の在留資格を取り消すことが可能となります。

今や日本は、自国民だけで労働力を賄えない時代に入りました。日本は「移民社会」にふさわしい制度や環境の整備が必要です。「技能実習制度」の破綻の根本原因は、労働者に対して就

労者・生活者としての権利を附与していないことにあり、その反省に立った制度の見直しが必要です。

しかしながら、この度新設されようとする「育成就労」制度も、外国人労働者の就労先、就労資格の変更の自由を附与したのみで、就労者、生活者の権利を保障する制度見直しが行われていません。あくまでも労働者の人権保障に適うものとなることを強く要望します。

特に問題なのは「永住許可制度の適正化」として、法案は、税や社会保障などの支払いを故意に怠った永住者の在留資格を取り消せるようにする規定を含んでいる点です。納税などの義務は守るべきことですが、法令違反者は、日本人に対してと同様に行政処分を課すなどして対応すべきことです。恣意的に「永住者」だけが永住資格を取り消されるとすれば、それは「法の下での平等」を謳う日本国憲法が保障する基本的人権の見地から許されないことです。宣教のために来日し在留が長く、既に社会に溶け込ん

でいる外国人司祭・修道者たちや、厳しい審査を経て永住許可を取得して日本で働き、日本を終の棲家と決めて暮らしている外国籍住民の権利侵害にあたります。

私たちが求めるのは、国籍や民族にかかわらず、誰もが人間らしく生きる権利を保障され、皆が安心して安定的に暮らすことができる社会です。「永住資格取り消し」を制度化し「共生社会」の理念を否定しかねない入管法改正案に強く反対します。

.....

《緊急声明》わたしたちは、「永住許可取り消し」法案に反対します

2024 年 5 月 14 日

日本バプテスト連盟 日韓・在日連帯特別委員会

わたしたちは、国籍やルーツの違いを超えて、共に生き、生かし合う社会の実現を目指す者として、4 月から国会で審議されている、「永住許可取り消し」法案に反対します。

「永住許可取り消し」法案は、育成就労制度を創設する法案と合わせて、2024 年 3 月 15 日に閣議決定され、4 月より国会で審議されています。「育成就労制度を通じて、永住に繋がる外国籍住民の受け入れ数が増えることを予想し、永住許可制度の適正化を行う」というのが政府の考えです。

この法案は、「永住者」という在留資格を得た外国籍住民が入管法上の義務を履行しない場合や故意に公租公課の支払をしない場合、および一定の刑罰法令違反により拘禁刑に処せられた場合に、永住許可を取り消すというものです。具体的には、倒産や失業、大病などで、税金や社会保険料を催促されても支払うことができなかった時、在留カードの不携帯や更新（7 年ごと）をつい忘れて入管に行かなかった時、何らかのトラブルで、住居侵入罪など微罪で捕まり 1

年以下の拘禁刑（執行猶予も含む）になった時などに、永住許可が取り消されるというものです。

このような税金や社会保険料の滞納、軽微な法令違反に対しては、日本国籍者に対するのと同様に法令に従って催促、差押、行政罰等を課せば十分であるはずで、トラブルや予期せぬ事態に関しては、外国籍住民に限らず、誰にでも起こりうる事です。にもかかわらず、外国籍住民であるというだけで、在留資格が取り消されるならば、差別と言わざるを得ません。

いま日本には、307 万人を超える外国籍住民が暮らしています（2023 年 3 月 24 日現在、外国人権白書より）。そのような中で、今回の法案の対象である「永住者」とは、在留歴 10 年以上という、諸外国と比べても厳しい条件を満たし、さらに、過去 5 年分の収入と納税に関する資料や、直近 2 年分の社会保険料納付の資料など、膨大な書類審査を経て「永住者」という在留資格を取得し、日本に安定的な生活基盤を築いた方がたです。このように、共に社会を形成

しているなかまたちを差別するような法案は、決して、受け入れられません。

わたしたちは、国籍やルーツの違いを超えて、共に生き、生かし合う社会の実現を目指す者として、「外国人住民基本法」、「差別撤廃基本法」を国内で立法化することを願い、毎年署名活動を続けています。今、必要なのは、外国籍住民の監視と管理を強化する法案ではなく、外国籍住民の人権を守るための法案です。国籍やルーツの違いを超えて、全ての人が、与えられたい

のちを喜び、生きていくことができる社会の実現を求めます。

寄留者があなたの土地に共に住んでいるなら、彼を虐げてはならない。あなたたちのもとに寄留する者をあなたたちのうちの土地に生まれた者同様に扱い、自分自身のように愛しなさい。なぜなら、あなたたちもエジプトの国においては寄留者であったからである。わたしはあなたたちの神、主である。(レビ記 19 章 33~34 節)

.....

私達は「永住資格取り消し法案」の廃案を求めます

2024 年 5 月 16 日

日本キリスト教協議会総幹事 大嶋果織／在日外国人の人権委員会委員長 李明生

現在日本の国会において「永住者」の在留資格を持つ外国籍住民が税や社会保険料を納めない場合等に、永住資格を取り消せるようにする入管難民法の改正案の審議が始まろうとしています。この「永住資格取り消し法案」は、日本において地域社会の一員として生活基盤を築いている外国人住民の「永住者」に対して、重大な不利益をもたらす差別的な法案である、と私達は考えます。

そもそも外国人住民が永住資格を得るには、原則 10 年以上日本に在留し納税義務を果たしている等の条件を満たした上で、長期間にわたる厳格な審査が必要です。またそれはあくまでも「在留資格」の一つであって、定期的な更新が必要であり、取り消しを受ける可能性があるものに過ぎません。それにもかかわらず今回の法案はさらに永住資格を取り消すことの出来る理由として、14 日以内の住居地変更届け出などの入管法に違反した場合、税金・社会保険料を支払わない場合、拘禁刑 1 年以下(執行猶予を含む)が科せられた場合を追加するとしています。

日本が加入済みの国際人権規約（自由権規約・社会権規約）や人種差別撤廃条約においては、外国人住民に、国政参政権を除く基本的な権利を保障することを定めています。そしてとりわけ永住者に対しては、日本人と同等に扱うことを、国連の自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会はこれまで繰り返し日本政府に求めています。したがって税金や社会保険料の滞納や、退去強制事由に該当しない軽微な法令違反に対しては、日本国籍者に対するのと同様に、法律に従って督促、差押、行政罰や刑罰といったペナルティを課すことで十分であるはずで、それにもかかわらず外国人であるために在留資格「永住者」を取り消すというのは明確な差別であり、人種差別撤廃条約の第 2 条（締約国の差別撤廃義務）と第 5 条（非差別・法の前平等）、自由権規約の第 2 条（締約国の差別撤廃義務）と 26 条（非差別・法の前平等）に違反します。

私達日本キリスト教協議会は、社会の中で弱くされた人々、苦しみにある人々との「いのちの痛み」に共感する生き方を求めていくことを

基本姿勢として、「国籍条項」や「在留資格」の違いによって「住民生活権」が奪われることなく「今暮らしている場所がその人のいのちを支える共生社会となること」を願い、長年にわたり「外国人住民基本法」の制定運動に取り組んでいます。私達は、外国籍住民の生活基盤を脅

かし、その人権と尊厳を侵害する今回の永住資格取消し制度の導入に強く反対します。

私達は、日本政府が一刻も早く「外国人住民基本法」ならびに「人種差別撤廃基本法」を制定し、外国人が日本社会で共生していくための施策を講じることを求めます。

.....

「入管法・技能実習法改定」関連法案の廃案を強く求め、 外国人も日本人も安心して「共に生きる世界」を希求する声明

2024年5月18日

第88回（合同後第58回）日本基督教団 京都教区 定期総会

「入管法・技能実習法」関連改定法案（「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」、「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」：以下、「改定法案」）が、現在、衆議院本会議で審議されている。

わたしたちは、この「改定法案」に対して、下記の問題点に基づいて強く反対し、国会に対して怒りをもって廃案を求めます。

これらの「改定法案」には、すべての外国籍住民の立場を著しく不安定にし、人権保障上、重大な疑義がある「永住許可取消し」が含まれており、断じて認めることができない。

「入管法」のあからさまな差別規定である「義務規定」（在留カードの「常時携帯義務」などが守られない場合「永住許可」を取り消すと、「改定法案」で規定していること自体、「永住者」への差別そのものであり、日本で生活をする永住者とその家族、また外国人住民全体をも不安と絶望におとし入れるものである。また税金や社会保険料の滞納や退去強制事由に該当しない軽微な法令違反に対しては、日本国籍者に対するのと同様に、法律に従って督促、差押、行政

罰や刑事罰などのペナルティーを科せば足りることであり、「永住許可取消し」という生活・生の基盤そのものを奪う重大な不利益を外国籍住民にもたらすことは差別であり、断じてそのようなことはあってはならない。

また「改定法案」では、深刻な人権侵害と差別と暴力を引き起こした「技能実習制度」の基本構造である「監理団体」の仲立ちが残されており、新制度「育成就労」が、不当な労働・経済搾取がされない国際人権基準にもとづく受け入れ制度となるとは到底思えない。外国人労働者は、「人材」という「材」でも、低賃金で働く非人間化された「労働力」などでもなく、一人ひとりの人間であり、その所で生きている生活者である。以上のような不十分で、問題ある「技能実習制度」の焼き直しではなく、新しい「制度及び特定技能制度」が、借金の上に成り立つ労働（債務労働、強制労働）を排除し、まことの転職の自由などの労働者の権利と労使対等の原則が担保された人権保障に適う制度となることを強く希望する。

そして在留カード及び特別永住者証明書が、マイナンバーカードと一体化（以下、「特定在留カード」）することにも強く反対する。その「特

定在留カード」を万一紛失した場合、個人情報漏洩につながる可能性がある上、そのカードには、在留に関わる多くの情報(在留カード番号、在留資格、国籍等々)が記され、その情報が不必要に相手に伝わり、在留外国人への差別を助長することが憂慮される。「保険証とマイナンバーカードの一体化」を強行する現政権のあり方をみれば、いずれ在留カードと特別永住者証明書のマイナンバーカードとの一体化は事実上の強制となることが大いに懸念される。

昨年、訴えた「難民保護法制」の整備、「入管法義務規定」の差別的「義務規定」の廃止、「人

種差別撤廃法」、国内人権機関の設立などの国際基準の人的法的整備、債務労働が排除された人権保障に適用新しい外国人就労制度をこそ、わたしたちは求める。

わたしたちの求める世界は、誰も差別されず、排除されず、虐げられず、他から搾取されない社会。一人ひとりのいのちや生活が脅かされず、尊厳が尊重され、権利が正当に守られる日本社会。外国人も日本人も安心して生き、働ける、くらし保障された「共に生きる世界」を主イエス・キリストにあって、多くの市民との連帯のもとでわたしたちは強く求める。

.....

＜声明＞「永住取り消し法案」の成立に抗議する ～国会審議における政府答弁の検証～

2024年6月17日

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

6月14日、「育成就労法案」「永住取り消し法案」「マイナンバーカードとの一体化法案」が参議院で可決され、これら3法案が成立しました。施行は3年以内となっています。

この間、移住者と連帯する全国ネットワークなどの市民団体や、民族団体、弁護士会、労組、教会から反対声明が相次ぎました。私たち外キ協は、永住取り消し法案に反対する署名と、教会共同声明（3月15日）への賛同を各教会に呼びかけると共に、全国の仲間をつないでオンライン集会を開き（4月26日、6月7日）、また衆議院・参議院の法務委員会が開かれるときは国会前シットインに参加して3法案の廃案を各政党に求めてきました。

私たちは3法案の可決・成立に、怒りをもって抗議します。とりわけ永住取り消し法案があらゆる人種差別的法案であるのかかわらず、政府は問題点を隠蔽する答弁に終始し、十分な審議がなされないまま可決されてしまったからです。

◆当事者の意思を無視した立法化

いま日本に暮らす在留外国人は341万人となり、そのうち「永住者」は89万人にのぼり、また「永住者の配偶者等」も5万人となります（2023年末現在）。

しかし法務省は、永住取り消し法案の作成過程において、永住者やその配偶者から意見を聴取することを、全くしませんでした。また、育成就労法案、マイナンバーカード一体化法案の作成においても同様です。

永住者は日本で長年働き、納税の義務を果たし、その多くが家族を形成し、町内会の会長あるいは消防団員として地域社会に奉仕しています。それにもかかわらず、この法案の対象者である永住者たちの意見をいっさい聞くことなく立法化すること自体、民主主義の原則を踏みにじるものです。

なお参議院法務委員会では、横浜華僑総会の中国人と浜松のブラジル人を参考人として招致しましたが、衆議院では永住者の意見を聞く場

は設けられませんでした。地方参政権も認められない永住者＝マイノリティ（社会的少数者）の意思をまったく無視し、マジョリティ日本人によるマジョリティだけのための政治は、根本的に間違っています。

◆「根拠なし」の立法目的

永住取り消し法案では、①入管法上の義務を遵守しない、②故意に公租公課をしない、③窃盗などの罪により 1 年以下の拘禁刑に処せられた——とき、永住資格を取り消すとしています。

政府はその立法目的を、次のように説明しました。技能実習制度を廃止して育成就労制度を創設して特定技能制度に連結させるため、「永住に繋がる特定技能制度による外国人の受け入れ数が増加することが予想される」ので、永住制度の適正化を図るために取り消し制度を設けると。

しかし、「育成就労」外国人が、「特定技能」に移行して「永住者」になるには、最短で 13 年も要します。すなわち、「育成就労」3 年、続いて「特定技能 1 号」5 年は、いわば“育成”過程なので、法務省が言う「就労資格」ではないのです（これ自体、日本に意欲をもって働きに来る外国人青年たちを欺く制度設計です）。そのため青年たちは次のステップ、就労資格である「特定技能 2 号」になり、5 年間継続して働けば、やっと永住資格の要件の一つをクリアすることができます。しかも、特定技能の 1 号から 2 号になるには厳しい技能試験があり、日本人でもその合格率は 3 割とされています。つまり、多くの「育成就労」労働者を受け入れても、「永住者」が急増するのは 13 年後ということになります。

このように、政府が主張する立法目的は、根拠薄弱なこじつけ、詭弁と言うしかありません。

◆「調査なし」の立法化

政府はこれまで「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、永住制度について「諸外国の制度及び許可後の状況調査を参

考として検討する」としていましたが、国会ではその資料をいっさい提出していません。

政府としては諸外国の永住許可制度や退去強制制度の条文を羅列することができても、「永住許可後の取り消し制度」そのものが、諸外国にはほぼ皆無だからでしょう。

つまり永住取り消しは、日本独自の新制度であり、国際基準からも逸脱したものとなっているのです。

◆「常軌を逸した」立法化

永住取り消し事由の一つに、入管法の義務違反があります。永住者にとって入管法上の義務とその違反に対する罰則は、次のようになります。

①再入国許可なしで出国した場合⇒日本に再入国した時点で「永住資格取り消し」を通告

②住居地の変更届け出（14 日以内）を怠った場合⇒「住民基本台帳法の行政罰：5 万円以下の過料」＋「入管法の刑事罰：20 万円以下の罰金」

さらに届け出遅延が 90 日を超えた場合⇒「永住資格取り消し」

③在留カード不携帯の場合⇒「20 万円以下の刑事罰」

④在留カードを紛失して再交付申請（14 日以内）を怠った場合⇒「1 年以下の懲役または 20 万円以下の刑事罰」

⑤7 年ごとの在留カード更新をしなかった場合⇒「1 年以下の懲役または 20 万円以下の刑事罰」

——となっていて、いずれの条項も日本が批准している国際人権自由権規約に違反していますが、日本ではそれを全く無視して永住者にもこれらの過酷な罰則規定を設けています（2009 年改定入管難民法）。

それに加えて、さらに「永住資格取り消し」条項を広げることは、常軌を逸した、悪意に満ちた立法化に他なりません。

◆「立法事実なし」の立法化

永住取り消し事由に、「故意に公租公課をしないこと」があります。法務省は「永住許可直後に不自然な事情の変更が生じる事案が見受けられる」として、永住許可後に公租公課をしない永住者のケースを挙げて、それが立法事実であるかのように強弁しました。

法務省は、そのような事例が自治体からクレームとしてきていると答弁しましたが、法務省がヒアリングをしたのはわずか7自治体です。それは全国 1,741 自治体のごく一部であり、自治体全体の客観的調査ではないことは明らかです。

また法務省は、永住者全体の公租公課未納の状況を調査することはできないとし、日本で出生した実子の永住許可申請をした永住者に関する調査結果を出しました。それによると、永住申請 1,825 件（2023 年 1 月～6 月）のうち、住民税未納が 31 件、国民健康保険未納が 15 件、国民年金未納が 213 件、その他未納 4 件、これら公租公課未納の合計件数は 235 件になる、と。

しかし、これらの未納件数はいずれも母数がなく、また未納となった経緯の追跡調査をしていないものであり、正確な未納率は算出できません。また、「未納件数」の合計数だけで、「未納人数」を示していません。国民年金の未納件数 213 件にしても、日本全体の国民年金の「最終納付率」（過年度 2 年目納付率）70～80%から見れば、きわめて低いこととなります。

それに、2023 年 1 月～6 月はコロナ禍が収束に向かいながらも、日本人も外国人も失業や倒産など苦境から脱することができない時期であったこと、また、永住者が実子の永住申請するには出生後 30 日以内にしなければならず、年金などの督促状が来てもすぐに対応できなかったことが容易に想像できます。したがって、この法務省調査の数値は、永住者の「公租公課未納の低さ」を示すものであって、永住取り消しの立法事実とはなり得ないのです。

◆“永住者の1割は滞納”という官製ヘイト

ところが、法務省がこのサンプル調査の結果を衆議院法務委員会の審議に出した 5 月 8 日から、公租公課未納の合計件数「235 件」という数字だけが、「永住者、税金など 1 割未納」などと一部新聞で報じられ、SNS ではヘイトスピーチの嵐が吹き荒れたのです。

それこそ法務省みずからが、ヘイトスピーチ解消法第 2 条が定める「本邦の域外にある国または地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をおこなったこととなります。

◆「法務省の意のまま」に運用

国会審議では、「故意に公租公課をしない」という条文の「故意に」の解釈をめぐる質問が続き、結局、入管庁は「本人に帰責性があるとは認めがたく、やむを得ず支払えないような場合には必ずしも悪質とはいえない」「そのような場合は故意とはいえない」と答弁しました。しかし、条文にはそのように限定することは明記されていません。

また法務省は、「故意に滞納」「悪質な滞納」についてガイドラインを作成する、との答弁を繰り返しました。しかし、これまで法務省が作成した「在留特別許可に係るガイドライン」において、2009 年版では、超過滞在の外国人でも「本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦への定着性が認められること」が、在留特別許可の積極要素になっていました。ところが最新版のガイドラインでは、滞在期間が長くても非正規滞在であった場合は「消極要素」と、運用方針が真逆に転換しています。

つまり法務省作成のガイドラインは、その時その時の判断で策定され、しかもその後の改悪もある、という代物なのです。

法務省はまた、「在留カードをうっかり忘れたくらいでは、永住資格を取り消さない」と答弁しました。しかし条文では、「正当な理由がある場合を除く」というような例外規定が全く

なく、すべて法務省の判断、自由裁量に委ねられています。

同様に、法務大臣は「今回の法案は在留資格取り消しではなく、在留資格の変更制度なのだ」という詭弁を使い、さらに入管庁は「(永住資格取り消しの後)ほとんどの場合、定住者となると思われる」と答弁しました。しかし条文では「法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人について……在留資格の取消しをしようとする場合には……職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可する」となっていて、しかも「当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないとする場合」は在留を認めない、としています。

つまり、永住資格取り消しの後、どのような在留資格に変更するのか、あるいは退去強制に至るのか、すべて法務省・入管庁の裁量次第となっています。

◆永住者を通報する公務員

今回の法案で見過ごすことができないのは、永住者の公租公課未払いに対して、国家公務員・地方公務員は「通報することができる」としていることです。超過滞在など「退去強制」に関わる違反行為を発見した時の公務員の通報義務はすでに入管法で定められています。それにもかかわらず、永住者の公租公課未払いに対してまで拡大することは、きわめて意図的で悪質です。

しかし、国税庁も年金機構も地方自治体も、滞納者を通報することが業務ではないはず。本来の業務とは、倒産・解雇・大病などで国民健康保険料を払えなくなった永住者に対しては、日本人に対すると同様に「保険料の減免措置」を、国民年金では「年金保険料免除制度」を適用すれば良いのです。少子高齢化のなかで脆弱

となりつつある社会保障制度を、一人でも多くの外国人に「支えてもらう」ことこそ、政府と自治体が取り組むべき業務なのではないでしょうか。

◆永住者たちからの問い

永住者の約1割が日本生まれだと言われています。彼ら彼女らの国籍が中国、韓国、フィリピン、ブラジルなどであっても、国際人権法上の「自国」とは、「国籍国」だけではなく「定住国＝特別な関係を有する国」日本なのです（自由権規約委員会の一般的意見 27）。軽微な義務違反・法違反でも永住資格が取り消され、はなはだしくは「自国」から追放されるというのは、道義的にも、憲法および国際人権法からも、決して許されないことです。

私たち外キ協は、東日本大震災の翌年から福島国際結婚移住女性たちと協働の取り組みを進めてきました。移住女性たちは震災後、県内で自助組織を立ち上げて、子どもたちの継承語教室を自力で開き、地元市民とのさまざまな交流プログラムを実施しています。それはまだ小さな点と点にすぎませんが、「共に生き、共に生かし合う」地域社会をめざす働きを続けてきました。そして彼女たちの多くは、震災後13年の間で、「日本人の配偶者等」の在留資格から、さんざん苦勞しながら膨大な書類を揃えて永住資格、彼女たちにとって文字通りの「永住権」を獲得していきました。

先月、彼女たちが口を揃えてこう言うのです。「私たちの永住権がなくなるというのなら、日本人は滞納したら国籍も住民票もなくなるの？」この問いに対して、政府も、法案を通した国会議員も答えなければなりません。そして私たちも。

3◆入管難民法 2024 年改定と、 移住連／外キ協／諸教会の取り組み日誌（2024 年3月～10 月）

3月15日●政府、入管難民法・入管特例法・技能実習法の改定案、すなわち「技能実習制度廃止・育成就労制度創設」「永住資格取り消し」「在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカード一体化」法案を閣議決定。

3月15日●移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）、声明「公正な移民社会」にふさわしい法制度を——2024 年入管法改悪に NO！」を出す。外キ協も、「永住取り消し」法案に反対し、人権法制度の実現を求める教会共同声明を出す。

4月4日●移住連、永住取り消し法案をめぐって法務省交渉。

4月16日●法務大臣、衆議院本会議で3法案の主旨説明。

4月23日●移住連、院内集会「共生」を阻む 2024 改定入管法案——奴隷制度を引き継ぐ「育成就労」制度、そして永住許可取消し」を開催。

4月24日●衆議院法務委員会で審議入り。⇒労組・移住連が呼びかけた国会前シットインに、外キ協の在京メンバーが交代で参加。

4月26日●衆議院法務委員会で参考人質疑。⇒国会前シットイン。

4月26日●外キ協、「私たちは永住資格取り消し法案に反対します！仲間たちの声オンライン集会」を開催し、全国から120人参加。

5月2日●在日大韓基督教会、声明「私たちは「永住資格取り消し法案」に反対します」を出す。

5月8日●移住連、「毎日新聞記事への抗議と訂正を求める意見」を出す。

5月9日●日本福音ルーテル教会社会委員会、「永住資格取り消し法案」の廃案を求める要望書」を出す。

5月10日●衆議院法務・厚生労働委員会の連合審査、おもに技能実習制度廃止・育成就労制度創設について質疑。⇒国会前シットイン。

5月10日●カトリック大阪高松大司教区、声明「永住者資格の取消制度の導入」に反対します」を出す。

5月13日●衆議院法務委員会、群馬県と宮城県で地方公聴会。

5月14日●日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会、声明「わたしたちは、「永住許可取り消し」法案に反対します」を出す。

5月15日●衆議院法務委員会で岸田首相質疑。⇒国会前シットイン。

5月15日●移住連、全国から寄せられた署名「#永住許可の取消しに反対します」4万947筆を提出。

5月16日●日本キリスト教協議会・在日外国人の人権委員会、声明「私達は「永住資格取り消し法案」の廃案を求めます」を出す。

5月17日●衆議院法務委員会、政府案と一部修正案、付帯決議を可決。⇒国会前シットイン。

5月18日●日本基督教団京都教区、声明「入管法・技能実習法改定」関連法案の廃案を強く求め、外国人も日本人も安心して「共に生きる世界」を希求する声明」を出す。

5月21日●衆議院本会議で3法案を可決。

5月22日●移住連、国連・人種差別撤廃委員会への緊急通報と追加情報提供。

5月24日●法務大臣、参議院本会議で3法案の主旨説明。

5月28日●参議院法務委員会で審議入り。⇒国会前シットイン。

5月30日●参議院法務委員会で参考人質疑、移住連の鳥井さん、横浜華僑総会の曾さんが陳述。⇒国会前シットイン。

6月3日●参議院法務委員会、静岡県で地方公聴会。

6月4日●参議院法務・厚生労働委員会の連合審査。⇒国会前シットイン。

6月6日●参議院法務委員会で岸田首相質疑。⇒国会前シットイン。

6月7日●外キ協・関西外キ連・関西代表者会議、「難民・移民キリスト者フォーラム 2024」を大阪・KCCで開催、会場参加者35人・オンライン参加者120人。

6月10日●法務省・入管庁、昨年6月に国会で強行採決された「改悪」入管難民法（難民申請者や未登録外国人の国外追放法）を実施。

6月13日●参議院法務委員会、政府案と一部修正案、付帯決議を可決。⇒13回目の国会前シットイン。

6月14日●参議院本会議で「永住取り消し」「育成就労」「マイナンバーカード一体化」法案を可決・成立。

6月17日●移住連、声明「移民社会」の現実から目を背けてはならない——入管法等の改定に断固抗議」を出す。外キ協、声明「永住取

り消し法案」の成立に抗議する——国会審議における政府答弁の検証」を出す。

6月21日●国会で成立した3法案、公布。施行は3年以内、つまり2027年6月まで。

6月25日●国連の人種差別撤廃委員会、移住連からの「緊急通報」を受けて、日本政府に対して書簡を送り、「締約国において永住資格をもって生活する市民でない者〔外国人〕の保護を確保するための措置、とりわけ法案に盛り込まれた改定内容の見直し、または廃止するためにとられた、または想定される措置に関する情報を含む回答を、8月2日までに提示するよう」求めた。

9月25日●日本政府、人種差別撤廃委員会の書簡に対する回答書を国連の人権理事会事務局に送る。

10月4日●移住連、声明「国際人権条約に違反する「永住資格取消制度」を廃止すべきである——人種差別撤廃委員会への日本政府回答書の欺瞞」を出す。